

初任者運転者 実技指導における内容公表

この内容は旅客自動車事業運輸規則47条・第一項に基づき「旅客自動車事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」の実技指導内容を公表するものです。

※基本方針：弊社は貸切バス・乗合バスを兼務としておりますが運転実技等は貸切バスを基準として行います。また、初任運転者の適正・経験等をふまえて研修内容を決定し実技教育を行っています

【研修期間】

入社後、運転士として選任までに10時間の座学と20時間以上の運転実技を実施する(※尚、座学は運管理者資格を有したものが行います)

【実技使用車両】

大型バス・中型バス・乗合バス等

【実技教育担当者】

運行統括管理者・運行管理者指導員・その他の貸切乗務員(運転経験10年以上の運転士) ※尚、個人情報保護の観点から初任運転者名・指導者名は非公開としております。

尚、最終判断は代表・統括運行管理者が行います

【主な実技指導項目】

- ・車両の構造や特性に合わせた運転操作
- ・交通状況に合わせた運転操作
- ・危険予測および回避方法
- ・適切な右左折方法
- ・冬期の際の運転操作・チェーン脱着の指導
- ・坂道での適切な運転操作
- ・高速教習

【指導の具体的内容】

初任運転者本人が運転し、指導者が添乗して行います。また、必要に応じて指導者自身が運転をする場合もあります。

実技後は指導者と共に本日の反省点等を踏まえての指導。ドライブレコーダーによる指導も行います。

【教育ルート】

宮城県内および隣県各県(※高速教習含むも)の他、車庫内での教習